

皆さんの意見が反映されました！

令和元年度には、全部で9施策のパブリックコメント手続が実施されました。

その中で市民の皆さんから頂いたご意見は全部で938件にも挙げられます。

市民の皆さんからどのような意見を頂き、その意見がどのように反映されたのか、主な事例を紹介いたします。

※①施策の名称 ②施策の概要

事例1

①鹿児島市交通事業経営計画の策定

② 第二次経営健全化計画が元年度に計画期間の最終年度を迎えるとともに、自動車運送事業の抜本的見直しを着実に推進し、将来にわたって持続可能な経営基盤の確立を図りながら、公共交通機関として、安全・安心で快適な質の高いサービスの提供を目指すため、新たに「鹿児島市交通事業経営計画」を策定する。

(意見反映後)

増収対策の施策として、「インターネット等を活用した車両部品等の売却」を新たに追加



(パブリックコメントによる意見の概要)

増収対策として、老朽化等により不要となった市電・市バスの備品や部品をインターネットで売却する取り組みはどうか

事例 2

①鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例の素案について

②動物の愛護及び管理に関する法律の改正（R1年6月）に伴い、動物愛護管理員の設置その他動物の飼養及び保管等に関し、必要な事項を定める条例を制定する。

条例への反映

（猫の多頭飼養の届出）

第9条 猫の飼い主は、その一の飼養施設において飼養する猫（生後90日以内のものを除く。）の数（以下「飼養数」という。）が10以上となったときは、その日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 飼養施設の所在地
- (3) 飼養数
- (4) 飼養施設の構造及び規模
- (5) 飼養の方法
- (6) その他規則で定める事項

届出を義務づけることにより、早期に多頭飼養者を把握でき、適正な頭数を飼養するよう促す効果が期待できることから、10頭以上の猫を飼養する者の届出制を条例に定めることとしました。



（パブリックコメントによる意見の概要）

- ・決められた数以上飼育する場合は申請をするように条例にいらてほしい
- ・多頭の猫を飼養する場合には、市に届け出を行う規定を設けてほしい
- ・むやみやたらに多頭飼いをさせないような決まりを設けてはどうか

寄せられたご意見について

市民の皆さんからは、事例の他に様々なご意見が寄せられており、その中には簡単に取り入れることが出来るものもあれば、様々な理由から取り入れることができないものもあります。

全て貴重なご意見として、各施策を進める際には、参考とさせて頂いております。

